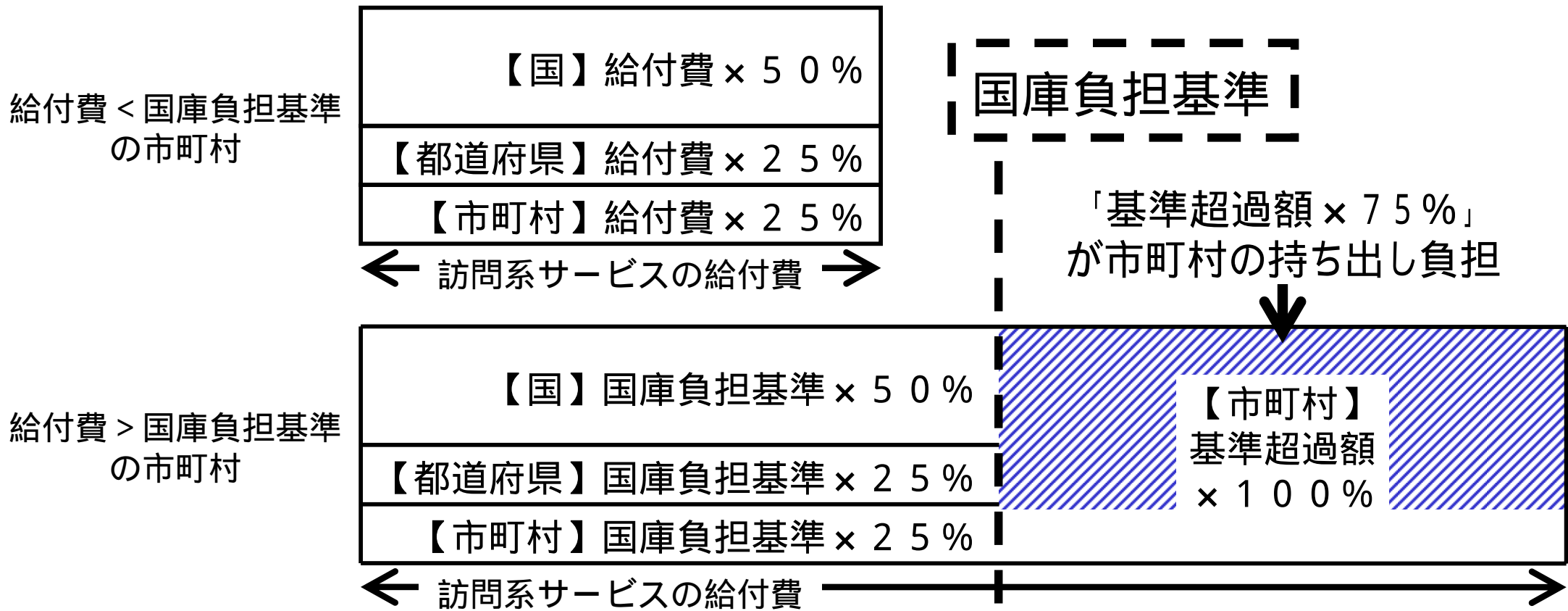


1 . 国庫負担基準の引き上げ

訪問系サービスの国庫負担基準



訪問系サービス（居宅介護、行動援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援）は入所施設や通所施設と同様に、国50%、都道府県25%、市町村25%で費用負担するのが原則です。

しかし、訪問系サービスだけは少し特殊で、ある一定の基準を超過すると、国と都道府県は費用負担をお付き合いしてくれません。この基準を「国庫負担基準」と呼びます。

平成21年3月までの国庫負担基準額

支援費制度（平成15年4月～平成18年9月）

		移動介護を利用している	移動介護を利用していない
国庫負担 基準額	一般	107,620円	69,730円
	全身性障害者	216,940円	

自立支援法（平成18年10月～平成21年3月）

		居宅介護	行動援護	重度訪問介護	重度障害者等 包括支援
国庫負担 基準額	区分1	22,900円	×	×	×
	区分2	29,100円	×	×	×
	区分3	43,100円	107,800円	152,200円	×
	区分4	81,100円	145,800円	190,200円	×
	区分5	129,400円	194,100円	238,500円	×
	区分6	186,800円	251,500円	295,900円	×
	重度包括対象者	446,500円			455,000円
	障害児	72,800円	137,500円	（例外）	（例外）
1人あたりサービス給付費 （平成20年6月）		59,503円	67,372円	358,765円	362,450円

上記は通所サービス、ケアホーム、介護保険などを併用しない場合の基準額

国庫負担基準は個々人の支給上限ではない

障害者自立支援法 第2条第1項

市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 障害者が自ら選択した場所に居住し、又は障害者若しくは障害児……が……自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、……必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

障害保健福祉関係主管課長会議（平成20年3月5日開催）資料

訪問サービスに係る支給決定事務について、……

支給決定基準の設定に当たっては、国庫負担基準が個々の利用者に対する支給量の上限となるものではないことに留意すること

支給決定に当たっては、申請のあった障害者等について、障害程度区分のみならず、すべての勘案事項に関する一人ひとりの事情を踏まえて適切に行うこと

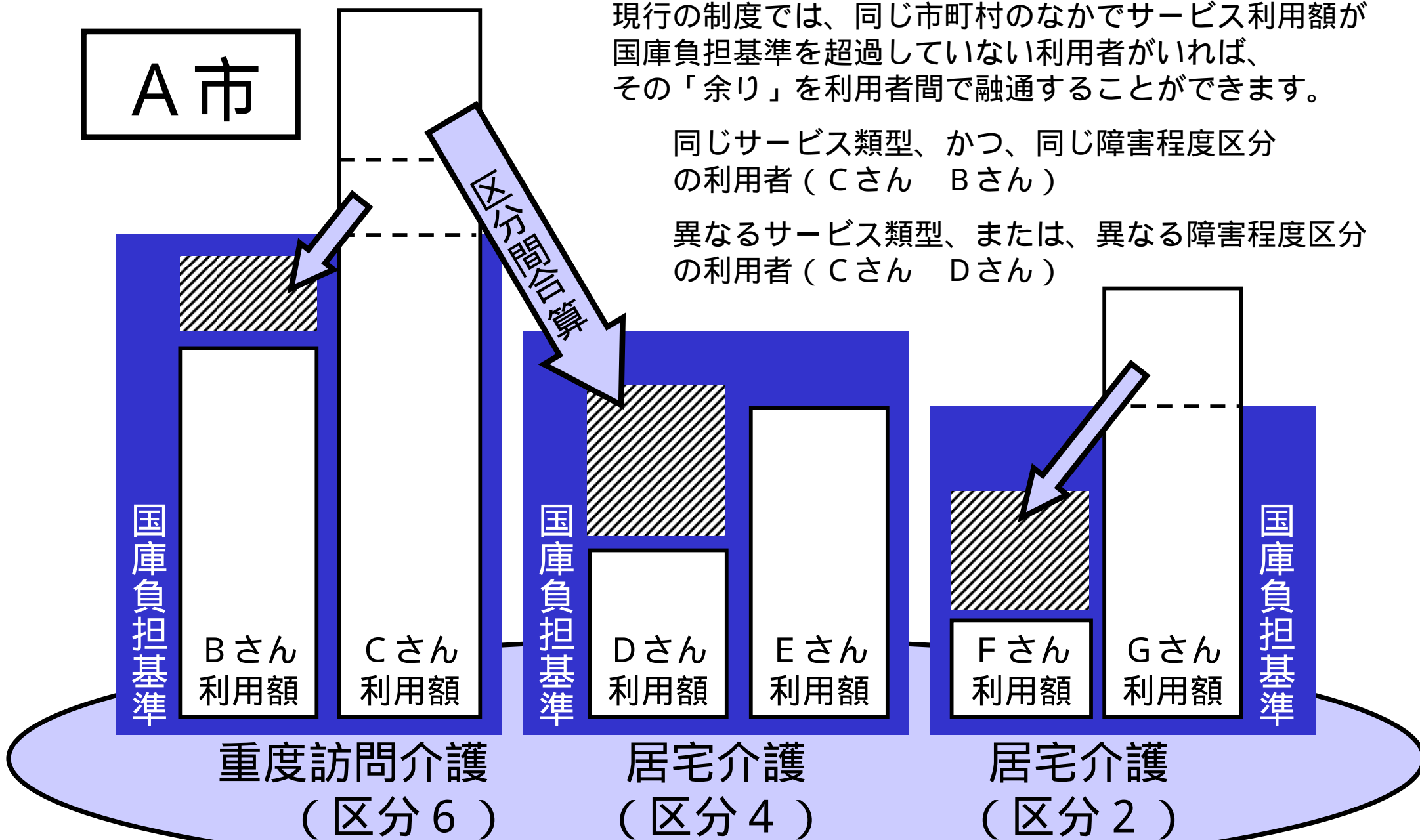
また、特に日常生活に支障が生じる恐れがある場合には、……例えば、個別給付であれば、いわゆる「非定型ケース」……として、個別に市町村審査会の意見を聴取する等により、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう適切な支給量を定めていただきたい。

国庫負担基準の区分間合算

現行の制度では、同じ市町村のなかでサービス利用額が国庫負担基準を超過していない利用者がいれば、その「余り」を利用者間で融通することができます。

同じサービス類型、かつ、同じ障害程度区分の利用者（Cさん Bさん）

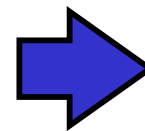
異なるサービス類型、または、異なる障害程度区分の利用者（Cさん Dさん）



国庫負担基準の問題

国庫負担基準は
個々人の支給上限
ではない

国庫負担基準の
区分間合算



しかし
現実には・・・

問題 市町村に過大な財政負担


国庫負担基準を超過している市町村（全国1,800市町村の約1割）では、その過大な財政負担により、長時間の訪問系サービスが必要な利用者でも適切な時間数が支給決定されなくなる。

問題 個々人の支給上限に転化

国庫負担基準を超過していない市町村でも、（支援費制度に比べて）国庫負担基準額が細分化して設定されているため、国庫負担金の精算基準という本来の位置づけを越えて、個々の利用者に対する「支給量の目安」「支給量の上限」であるかのように作用してしまう。

【例】 障害程度区分6の重度訪問介護利用者 : 国庫負担基準額 295,900円 ÷ 介護報酬 1,665円/h ÷ 31日 1日あたり 5.7時間に過ぎず

平成21年4月の国庫負担基準額の引き上げ

- 平成21年4月の改定により、利用者1人あたりの国庫負担基準額が月額平均9.5万円から10.5万円に増額されました。 

自立支援法（平成21年4月～平成24年3月）

	居宅介護	行動援護	重度訪問介護	重度障害者等 包括支援
区分1	23,700円 +3.5%	×	×	×
区分2	30,500円 +4.8%	×	×	×
区分3	45,000円 +4.4%	112,500円 +4.4%	180,200円 +18.4%	×
区分4	84,400円 +4.1%	151,900円 +4.2%	225,400円 +18.5%	×
区分5	135,000円 +4.3%	201,800円 +4.0%	282,700円 +18.5%	×
区分6	194,500円 +4.1%	262,100円 +4.2%	400,300円 +35.3%	×
重度包括対象者	580,400円 +30.0%			800,000円 +75.8%
障害児	75,900円 +4.3%	143,100円 +4.1%	（例外）	（例外）

上記は通所サービス、ケアホーム、介護保険などを併用しない場合の基準額

【例】 障害程度区分6の重度訪問介護利用者： 国庫負担基準額 400,300円 ÷ 介護報酬 1,891円/h ÷ 31日 1日あたり 6.8時間に増額

- 2 . 基準超過市町村への財政支援
- 2 - 1 . 都道府県との協議が必要！

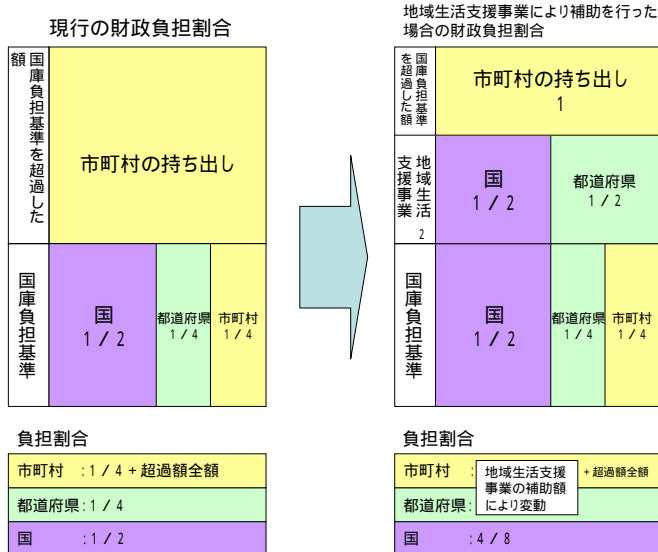
基金事業で財政支援策を拡充！

市町村が過大な財政負担を強いられている問題と、 国庫負担基準額が個々人の支給上限に転化してしまっている問題のうち、少なくとも前者の改善を企図して、財政支援策が拡充されました。



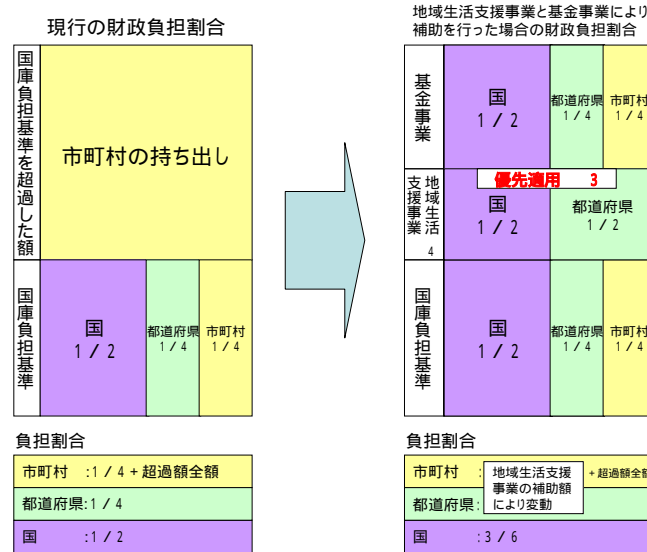
現行

地域生活支援事業により補助



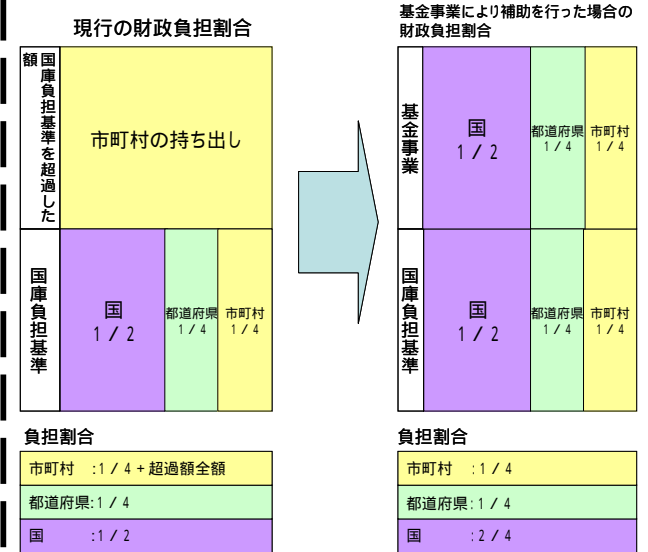
新

地域生活支援事業と基金事業により補助を行った場合



新

基金事業により補助を行った場合



- 1 地域生活支援事業により補助を行っても、なお超過分がある。
- 2 訪問系サービス利用者のうち、重度訪問介護利用者の割合が25%超であれば対象

- 3 地域生活支援事業の補助対象市町村にあつては、地域生活支援事業による補助を優先適用する。
- 4 訪問系サービス利用者のうち、重度訪問介護利用者の割合が1.0%超であれば対象

- 対象市町村
- ・訪問系サービス利用者のうち、重度訪問介護利用者の割合が1.0%以下の市町村
 - ・地域生活支援事業の対象となるがなお超過額のある市町村

【お願い】都道府県と財政支援策の協議を

国庫負担基準は、支援費制度スタート直前の「上限問題」に端を発する、きわめて重大な問題です。

現在、全国1,800市町村のうち約1割では、訪問系サービスの給付費が国庫負担基準を超過し、市町村が持ち出し負担を強いられています。

このような市町村では、「必要な人に必要なサービス量を」という自立支援法の理念にもかかわらず、財政的な理由からヘルパー時間数が適切に支給決定されなくなります。

今回のような財政支援策が今後も継続され、さらに実効性のある制度に発展させていくためには、多くの市町村がこの財政支援策を活用することが非常に大切です。

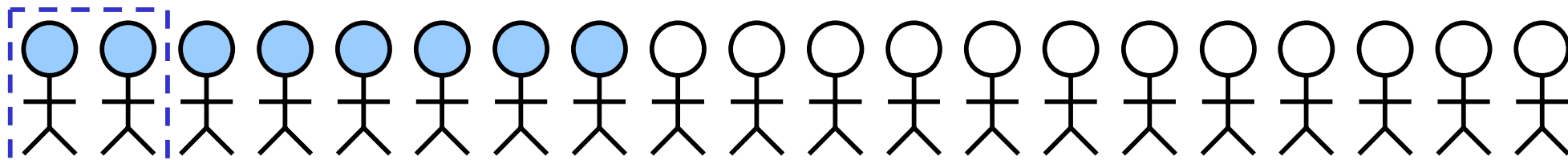
よって、国庫負担基準超過が理由でヘルパー時間数がきちんと支給決定されずに困っている場合は、今回の財政支援策を活用するように、支部単位などで都道府県庁に強く働きかけてください。

2 - 2 . 地域生活支援事業で 財政支援

重度障害者に係る市町村特別支援事業

← 訪問系サービスの利用者N人 →

← 重度訪問介護の利用者n人 →



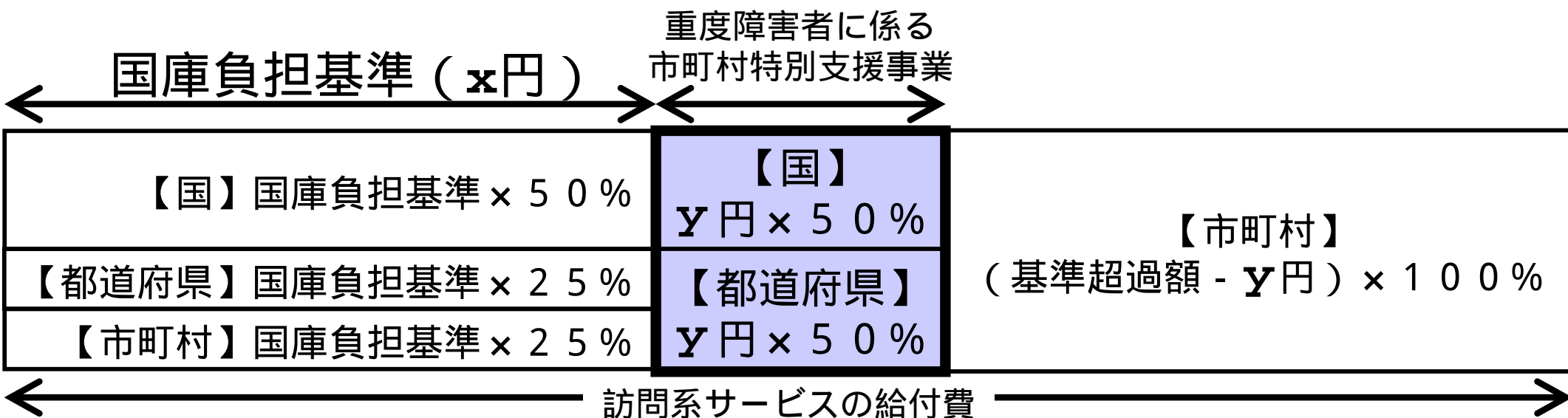
← $N \times 10\%$ →

$n > N \times 10\%$ のとき、ひと月あたり、

$$y \text{円} = 87,450 \text{円} \times (n - N \times 10\%)$$

を都道府県が市町村に対して助成することができる。

$$87,450 \text{円} \times (8 \text{人} - 20 \text{人} \times 10\%) = 524,700 \text{円}$$



重度障害者に係る市町村特別支援事業

- 目的 重度訪問介護利用者の比率が大きいために、訪問系サービスの給付費が国庫負担基準を超過している市町村に対する財政支援。
- 財源 国の統合補助金50%（「年間440億円×10%÷47都道府県」の内数）
都道府県の費用負担50%
- 現状 平成18年10月に制度化されたものの、実施は愛知県と秋田県のみ。
これとは別に、国庫負担基準に関係なく訪問系サービスの給付費の25%を負担する予算措置を、東京都が実施している。

平成21年4月からの改正点

- ・利用者1人あたりの助成単価を月額52,850円から87,450円に引き上げ。
- ・対象市町村を拡大（「 $n > N \times 25\%$ 」から「 $n > N \times 10\%$ 」へ）。
基準超過市町村のほとんどが「 $n > N \times 10\%$ 」の基準をクリアすると考えられる。
（全国1,800市町村での重度訪問介護の利用者の割合は6.98%）

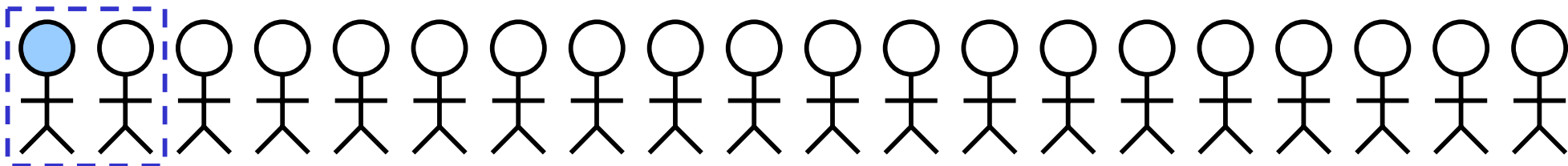
位置づけ 地域生活支援事業

- 市町村地域生活支援事業
- 都道府県地域生活支援事業
- 必須事業
- メニュー事業
- 重度障害者に係る市町村特別支援事業

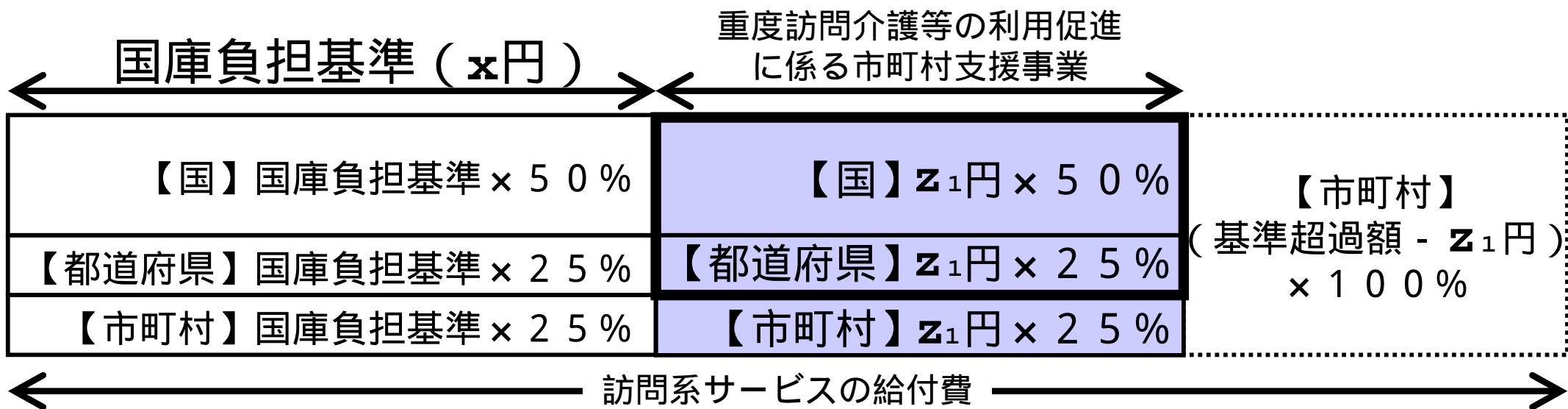
2 - 3 . 基金事業で財政支援

重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業

ケース1 政令指定都市または中核市ではなくて、かつ、
 重度訪問介護利用者の割合が10%以下である場合 ($n < N \times 10\%$)

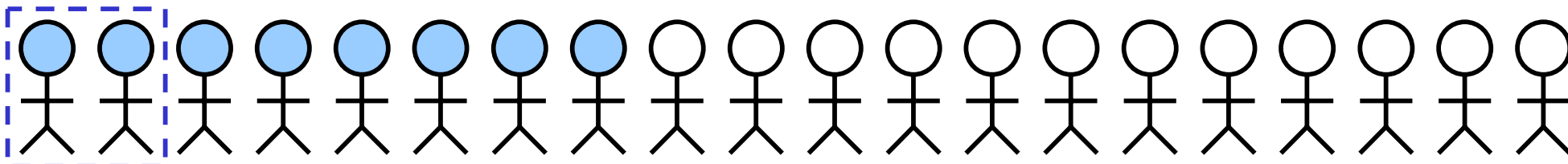


- 政令指定都市 、中核市
 - 人口30万人以上の市町村
 - 人口10万人以上30万人未満
 - 人口10万人未満の市町村
- 基金事業による財政支援の対象外
 「 z_1 円 x 円 $\times 50\%$ 」の範囲内で
 「 z_1 円 x 円 $\times 100\%$ 」の範囲内で
 助成額に上限なし

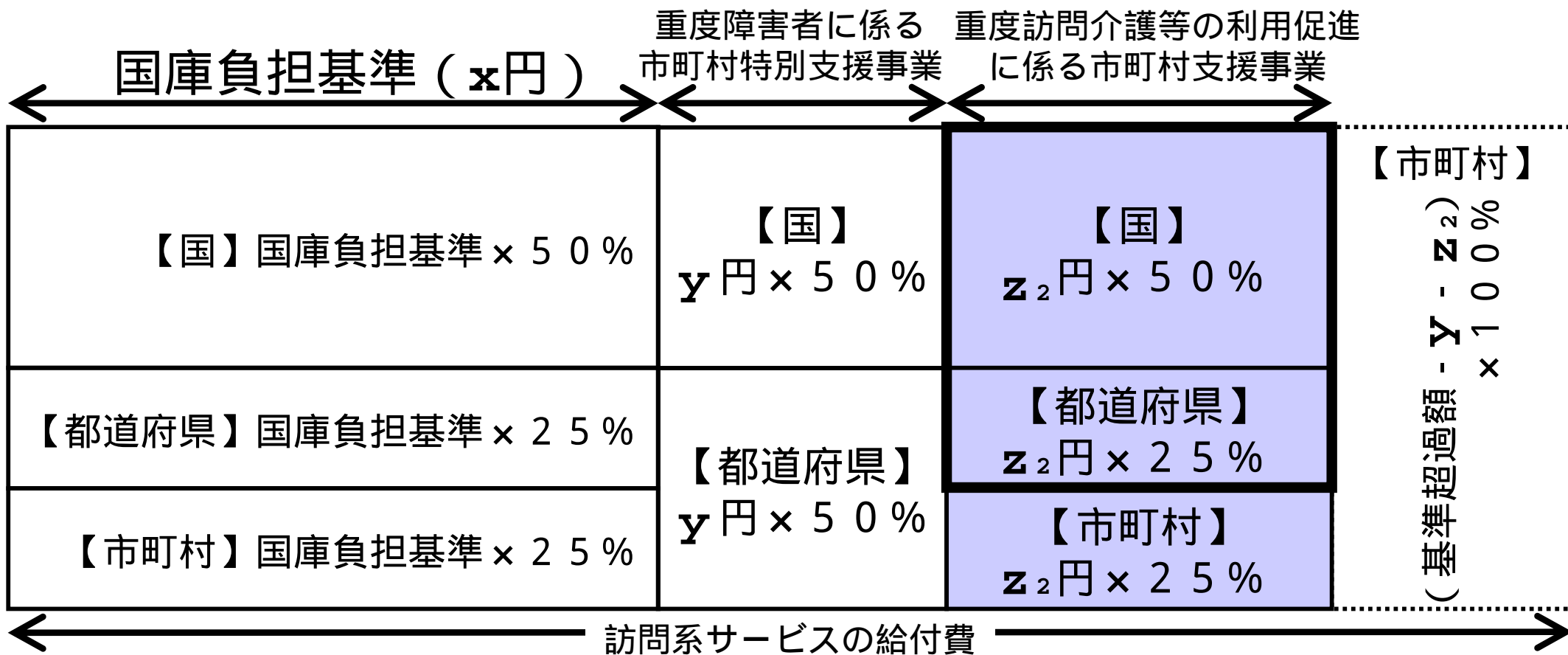


重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業

ケース2 政令指定都市または中核市ではなくて、かつ、
 重度訪問介護利用者の割合が10%超である場合 ($n > N \times 10\%$)



➡ 「基金事業」よりも「地域生活支援事業」の方が優先適用



重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業

目的 重度訪問介護利用者の比率が小さくても、訪問系サービスの給付費が国庫負担基準を超過している市町村に対する財政支援。

財源 国の臨時特例交付金50%（「3年間で350億円÷47都道府県」の内数）
都道府県の助成金25%
市町村の費用負担25%

助成対象 政令指定都市と中核市は、「基金事業による財政支援策」の対象外（「地域生活支援事業による財政支援策」は適用可能）

適用関係 「地域生活支援事業による財政支援策」の適用対象市町村は、「基金事業による財政支援策」よりも「地域生活支援事業による財政支援策」を優先適用する（それでも補いきれなければ「基金事業による財政支援策」を適用）

助成額

- ・人口30万人以上の市町村は、基準超過額のうち、国庫負担基準額の50%の範囲内で、都道府県が必要と認めた額
- ・人口10万人以上30万人未満の市町村は、基準超過額のうち、国庫負担基準額の100%の範囲内で、都道府県が必要と認めた額
- ・人口10万人未満の市町村は、基準超過額のうち、都道府県が必要と認めた額

実施時期 平成21年4月～平成24年3月

重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業

位置づけ

障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業（通称「基金事業」）

事業者に対する運営の安定化等を図る措置（300億円）

福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置（205億円）

新法への移行等のための円滑な実施を図る措置（350億円）

重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業

	平成19～20年度 （基金造成）	平成21～23年度 （積増し）
事業者に対する運営の安定化等を図る措置	300億円 / 2年間	300億円 / 3年間
新法への以降等のための円滑な実施を図る措置	660億円 / 2年間	350億円 / 3年間
福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置	-	205億円 / 3年間
合計額	960億円 / 2年間	855億円 / 3年間

- ・日割制への移行で減収した通所施設などへの9割保障
- ・通所施設の送迎サービスへの助成
- ・・・など

- ・小規模作業所への助成
- ・改修費用の助成
- ・グループホームの基盤整備
- ・・・など

障害者福祉に限らず
介護職の人材確保のための
部局横断的な事業

国からの特例交付金によって各都道府県に基金を造成
国が定めたルールに基づいて各メニューを実施